

# 合併協議会だより

編集  
始良中央合併協議会

〒899-4394 国分市中央三丁目45番1号 国分シビックセンター行政棟(国分市役所)7F  
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

ホームページ <http://www2.airachuou-gappei.jp/15/index.html>

メールアドレス [soumu@airachuou-gappei.jp](mailto:soumu@airachuou-gappei.jp)

● 始良中央1市5町（国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町、福山町） ●

1市5町による「始良中央合併協議会」の協議を終了し、溝辺町を含んだ1市6町による「始良中央地区合併協議会」の活動を再開することとなりました



始良中央合併協議会は、11月25日開催した第6回合併協議会において、すべての協議事項を終えました。なお、この1市5町による合併協議は、溝辺町における住民投票の結果を受けて終了することとなりました。

また、同日に第29回始良中央地区合併協議会も開催され、現在までの協議経過の確認と今後の合併スケジュール等についての協議が行われ、活動が再開されました。

## 第四・五・六回協議会内容

始良中央合併協議会の第四回協議会が十一月四日、第五回協議会が十一月十九日、第六回協議会が十一月二十五日に国分シビックセンター多目的ホールで開催されました。会議では合併協定項目のうち細項目を含めた八項目が協議のうえ承認されました。

合併の期日については、小委員会における協議の経過を踏まえ、新たな合併の期日が承認されました。

また、溝辺町における住民投票の結果についての報告もあり、一市六町による合併推進について住民の意思が示され、今後、改めて一市六町・始良中央地区合併協議会による合併に関する協議を再開することが承認されました。

### 第四回協議会

#### 【報告事項】

報告第十号 合併の期日検討小委員会の協議の経過及び結果について

第一回の小委員会を開催し、各委員より次のような意見が出され、意見の集約がされました。

#### 主な意見

- ・ なるべく早い時期に設定をしてもらいたい。
- ・ 一市六町の合併期日は平成十七年二月であった。早めの設定を。



小委員会の経過を報告する、原田小委員会委員長

・ 町民は早い時期の合併を望んでいる。期日が延びるのであれば議員の特例はいらない。

・ 平成十七年七月十九日から三ヶ月の範囲内で延期をしていたらいい。平成十八年三月の合併であれば、議会議員の特例を適用せず三十四名での設置選挙という声も出てくるのではないか。

・ 議会議員の在任特例が協議会で認められなかった経緯がある。よって少しでも合併期日を延ばし、平成十八年三月としてほしい。

・ 住民が納得するような期日でなければいけない。

・ 議会が反対できない案を出してほしい。溝辺町の復帰を考えると平成十八年三月が理想である。

・ 廃置分合の議決を控えているので、議員の同意が得られやすい時期。

・ 平成十八年三月の合併であれば、議会議員の定数特例は必要ないのではないか。

「平成十七年七月十九日になるべく近い早い時期に」という意見と「平成十八年三月」という意見が対立したが、最終的には双方歩み寄りが必要との意見が出て、候補日を平成十七年九月二十日、二十六日、十月十一日、十二月二十六日（いずれも三連休明け）の四案に絞って次回協議決定することとした。なお、この中で期日の決定であれば、協議会で承認されている議会議員の定数については、定数特例を適用するということが考えたい。

報告第十一号 合併の期日検討小委員会の協議の経過及び結果について

前回決定した候補日では、十二月二十六日の案が多数出されたが、一方、もう少し期限を早めるべきとの意見が根強く、折衷案という形で、三連休明けでなくても良いのであれば、十一月七日でどうかとの案が出された。その後、慎重に協議した結果、最終的には合併の期日を全会一致で平成十七年十一月七日に決定した。なお、小委員

会の附帯意見として、合併後最初に行われる選挙は、十一月中に実施することが望ましい」という意見も出された。

#### 主な意見

・ 議会選出の協議会委員十二名で、この会の前に協議を行った結果、国の地方財政計画が決定された後の十二月二十六日を希望するという意見であった。

・ 十二月の合併であれば、特例も見直すべき。

・ 平成十七年中に選挙を済ませて、三か月間で新市の予算を審議していけばよい。

・ 国の地方財政計画策定後という理由で十二月ということであるが、議会は年間四回開催されるので、臨時議会でも対応が可能と考える。

・ 十月四日くらいに九月の定例会が終了する。議会終了後、余裕のある十一月を希望する。

・ 「新市に引き継ぐ」等の諸問題を考えたら、十一月合併がよい。

・ 十二月二十六日については、国の地方財政計画が定まってからの合併という理由で、前回提案をしたが、三連休にこだわる必要がなければ、この日でなくても良いので、十二月二十六日という案は取り下げたい。

・ 合併を最大の目標と考えれば、十一月七日合併の十一月中の選挙という案を追加させていただきたい。

・ 一件取り下げになったのであれば、十一月七日を合併の候補日に加えることとした。

・ 前回の小委員会終了後は、十月の合併が望ましいと考えていたが、十一月の合併で年内に選挙を行うのであれば、十一月の合併でも構わない。

・ 十一月中に選挙ということをし、小委員会の附帯意見とすればどうか。

以上のような意見が出された。合併期日平成十七年十一月七日の案で多数決をとったところ、全会一致で決定した。

### 【協議事項】

協議第六十一号 町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 町・字の区域については、現行のとおりとする。

二 町・字の名称については、次のとおりとする。

(一) 国分市については、「国分市」を「霧島市国分」に置き換える。

(二) 横川町については、「始良郡横川町」を「霧島市横川町」に置き換える。

(三) 牧園町については、「始良郡

牧園町」を「霧島市牧園町」に置き換える。

(四) 霧島町については、「始良郡霧島町」を「霧島市霧島」に置き換える。

(五) 隼人町については、「始良郡隼人町」を「霧島市隼人町」に置き換える。

(六) 福山町については、「始良郡福山町」を「霧島市福山町」に置き換える。

協議第六十二号 環境衛生事業の取扱いについて

環境衛生事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 ダイオキシシン等有害物質の発生防止については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

二 公害調査の実施方法については、国分市の調査体制等を基本に、新市において調整する。

三 環境対策審議会については、設置をしている国分市、横川町、隼人町の例により、新市において調整する。

四 浄化槽整備計画については、下水道計画のある国分市、牧園町、隼人町の例により、新市において速やかに策定するものとする。

五 合併処理浄化槽の補助事業については、新市に引き継ぐものとする。

る。ただし、補助対象区域及び補助内容については、合併までに調整する。

六 廃棄物処理基本計画については、国分市の例により新市において策定する。また、処理計画(実施計画)については、当分の間、旧市町方式での計画で策定し、衛生管理組合との協議を経て、新市において速やかに調整する。

七 不燃物処理場については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、新たな施設については、新市において検討する。

八 資源ごみ(容器包装リサイクル法関連を含む)の収集品目、収集回数、

排出先等については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。

九 ごみの収集方法については、衛生管理組合等と協議を行い、合併までに調整する。また、ごみの運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

十 し尿・浄化槽汚泥の収集方法及び運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、汲み取り料金については、合併までに調整する。

十一 環境保全協定については、新市において協定内容を見直し、速やかに締結する。

十二 地球温暖化対策については、地球温暖化防止計画を隼人町、福山町の例により、新市において速やかに策定する。

協議第四号「三 合併の期日について

合併の期日の取扱いについては、合併の期日検討小委員会」の協議結果を受けて、協議のうえ次のとおり承認されました。

合併の期日は、平成十七年(西暦二〇〇五年)十一月七日とする。

附帯意見

合併後最初の議会議員及び長の選挙は、平成十七年十一月中に実施してほしい。



## 【その他事項】

その他第四回の協議会においては、「新市の事務所の位置について」の調整方針について修正意見が出され協議が行われました。

その修正意見は、現在の各市町の庁舎は、総合支所として今後も業務を行うことで協議済みであるが、その設置期間について、住民に不安を与えないためにも、もっと明確な表現とするべきではないかとの内容で、協議のうえ、具体的な期間を表記する修正を行い、次回の協議会において報告されることとなりました。

## 第五回協議会

### 【報告事項】

報告第十二号 新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、第四回協議会の協議を踏まえ、次のとおり文言整理がされたことの報告がありました。

一 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目四十五番一号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。

二 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、概ね十年は総合支所とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人

町及び福山町のそれぞれの市役所役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要がある、方式については、新市において検討する。

三 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。

は文言整理された箇所

### 【協議事項】

協議第六十号 一 新市まちづくり計画について

一 市五町の合併を想定して、新市の基本方針や分野別の基本計画などを取りまとめた「新市まちづくり計画（原案）」が提案され、協議のうえ承認されました。

協議第六十三号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 新市に一つの農業委員会を置く。

二 合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成十八年四月三十日まで引き続き新市の

農業委員会選挙による委員として在任する。

三 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を三十人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。

協議第六十四号 地方税の取扱いについて（国民健康保険税を除く）

地方税（国民健康保険税を除く）の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。

なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。

二 法人市民税の均等割については、地方税法第三百二十二条第一項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率 $1.4\%$ を採用する。ただし、合併特例法第十条の規定により、国分市を除く五町は、合併年度を含む三年度間は現行の税率を適用する。

三 固定資産税の税率については、現行のとおり $1.4\%$ とする。納期については、五月、七月、十二月、二月の四期とし、各月一日から同月末日までとする。ただし、十二月については、一日から二十八日までとする。

四 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、五月一日から五月三十一日までとする。

五 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。

六 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。

七 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成十八年四月一日から適用する。ただし、合併後の平成十七年度課税分につ



八 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。

#### 協議第六十五号 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 国民健康保険税については、合併後の平成十八年度課税分までは一市五町の例により、その取扱いを継承することとし、平成十九年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した三方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、一月及び二月の八期とし、各月の一日から末日までとする。ただし、十二月においては、一日から二十八日とする。

二 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。

三 人間ドックは新市においても実

施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

四 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第十一条に定められており、委員は各代表六名ずつの十八名とし、新市に引き継ぐ。

五 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。

六 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。

七 高額療養費支給事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については二万円とし、支給方法については、国分市の例による。

八 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。

#### 協議第六十六号 納税関係事業について

納税関係事業の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。

二 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

#### 協議第六十七号 その他事業(交通災害共済事業)について

その他事業(交通災害共済事業)の取扱いについて、協議のうえ次のとおり承認されました。

一 交通災害共済事業については、国分市を除く五町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成十八年度から新市直轄事業として実施する。

二 共済掛け金の額及び給付内容は、平成十八年度から五町の方式に統一する。

三 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

#### 第六回協議会

始良中央合併協議会は、前身である一市六町(溝辺町を含む)による始良中央地区合併協議会における協議の成果を引き継ぎ、一市五町による合併を確実に目指すために設立された経緯がありますが、この度、溝辺町において、溝辺町の合併についての意

思を問う住民投票」が実施され、一市六町による合併推進についての住民の意思が示されました。

この結果を受けまして、今後は始良中央合併協議会の活動を休止し、一市六町による、始良中央地区合併協議会」の活動を再開することとなりました。

## 「溝辺町の合併についての意思を問う住民投票」の結果について

投票率83.15%

始良中央地区(1市6町)の枠組みの合併	4,422票
溝辺町と隼人町その他の小さな枠組みの合併	966票
単 独	252票

# 始良中央合併協議会の協定項目協議状況

協定項目	承認済	提案中	未協議	協定項目	承認済	提案中	未協議
1、合併の方式				25、各種事務事業の取扱い			
2、合併の期日				(1) 男女共同参画事業			
3、新市の名称				(2) 姉妹都市・国際交流事業			
4、新市の事務所の位置				(3) 電算システム事業			
5、財産の取扱い				(4) 広報広聴関係事業			
6、新市まちづくり計画				(5) 納税関係事業			
7、議会議員の定数及び任期の取扱い				(6) 消防防災関係事業			
8、地域審議会の設置				(7) 交通関係事業			
9、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い				(8) 窓口業務			
10、地方税の取扱い				(9) 保健衛生事業			
11、一般職の職員の身分の取扱い				(10) 環境衛生事業			
12、特別職の身分の取扱い				(11) 障害者福祉事業			
13、条例、規則等の取扱い				(12) 高齢者福祉事業			
14、事務組織及び機構の取扱い				(13) 児童福祉事業			
15、一部事務組合等の取扱い				(14) 生活保護事業			
16、使用料、手数料等の取扱い				(15) その他の福祉事業			
17、公共的団体等の取扱い				(16) 農林水産関係事業			
18、補助金、交付金等の取扱い				(17) 商工・観光関係事業			
19、町名・字名の取扱い				(18) 建設関係事業			
20、慣行の取扱い				(19) 上・下水道事業			
21、国民健康保険事業の取扱い				(20) 学校教育事業			
22、介護保険事業の取扱い				(21) コミュニティ施策			
23、消防団の取扱い				(22) 社会教育事業			
24、自治会・行政連絡機構の取扱い				(23) 情報公開制度			
				(24) 社会福祉協議会関係事業			
				(25) 第三セクター等関係事業			
				(26) 病院関係事業			
				(27) その他事業			

承認済:協議会の会議において承認済み  
 提案中:協議会へ提案中又は小委員会で協議中  
 未協議:協議項目として未提案

平成16年11月末現在における協議状況です。

始良中央合併協議会は、溝辺町を含んだ1市6町による「始良中央地区合併協議会」の活動の再開により、11月25日をもちまして協議を終了しました。

皆様のご理解とご協力、誠にありがとうございました。